

議案第53号

逗子市みどり基金条例の一部改正について

逗子市みどり基金条例の一部を次のように改正する。

令和2年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市みどり基金条例の一部を改正する条例

逗子市みどり基金条例（平成元年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(3) 市が所有する緑地の保全を図る事業に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市民の安全を最優先に緑地の保全を図り、緑地の質を高めていくため、市が所有する緑地の管理伐採を行うに当たり、みどり基金の処分に関する規定について、改正の要あるため提案する。